

第9号様式(第20条関係)

(表)

次回認定日 月 日 時から 時まで		失 業 認 定 申 告 書 (該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載してください。)																								
① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労をした人は、した日を次の欄に記載してください。 月/日 / / / / / / / / / / / / 月/日 / / / / / / / / / / / / 月/日 / / / / / / / / / / / / 月/日 / / / / / / / / / / / / 合計 日																								
② 失業の認定を受けようとする期間中に内職又は手伝いをしましたか。	イ した ロ しない	(1) 内職又は手伝いをした人は、した日を次の欄に記載してください。 月/日 / / / / / / / / / / / / 月/日 / / / / / / / / / / / / 月/日 / / / / / / / / / / / / 月/日 / / / / / / / / / / / / 合計 日 (2) 内職又は手伝いの収入があった人は、収入のあった日、その額を記入してください。 <table><tr><td>収入のあった日</td><td>その収入額</td><td>何日分の収入か</td></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr><tr><td>月 日</td><td>円</td><td>日分</td></tr></table>										収入のあった日	その収入額	何日分の収入か	月 日	円	日分	月 日	円	日分	月 日	円	日分	月 日	円	日分
収入のあった日	その収入額	何日分の収入か																								
月 日	円	日分																								
月 日	円	日分																								
月 日	円	日分																								
月 日	円	日分																								
③ 失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	イ 探した ロ 探さなかった	事 業 所 名	応 募 の 動 機	職 種	応 募 の 結 果																					
			公共職業安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他																							
			公共職業安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他																							
			公共職業安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他																							
		(その理由を具体的に記載してください。)																								
④ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されればすぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど) (ハ) 就職の予定があるため (ニ) 自営業開始の予定があるため (ホ) その他()																								
退職手当の支給等に関する規則第20条第1項の規定により上記のとおり申告します。 受給資格証番号() 受給資格者氏名 ㊦ 公共職業安定所長 殿																										
※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 日	認定日数	日	連絡事項		取扱者印																			

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の失業の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となる。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除く。)であって、「就職又は就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがある。)をいうものである。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ④欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。
- 9 任命権者は、この様式により難しい事情がある場合は、この様式に準じて別に定めることができる。

第10号様式(第20条関係)

(表)

失業者退職手当支給申請書									
受給資格証 交付番号	第 号			退職年月日		年 月 日			
第1回求職 申込年月日	年 月 日			第 回求職 申込年月日		年 月 日			
総給付日数	日	待期日数		日	実給付日数		日		
基本手当の日額				円					
技能習得 手当	受講手当			日額		円			
	特定職種受講手当			月額		円			
	通所手当			月額		円			
寄宿手当			月額		円				
金 円									
ただし、基本手当に相当する退職手当 日分 円									
技能習得手当 { 受講手当 日分 円									
{ 特定職種受講手当(月分) 円									
{ 通所手当(月分) 円									
寄宿手当 (月分) 円									
計 円									
前 回 ま で の 給 付 日 数	第 回	年 月 日 ~			年 月 日		日分		
	1	~					日分		
	2	~					日分		
	3	~					日分		
	4	~					日分		
	5	~					日分		
	6	~					日分		
	7	~					日分		
	8	~					日分		
	9	~					日分		
	10	~					日分		
計	~					日分			
今回の請求日数		年 月 日から } 年 月 日まで			日分		円		
退職手当の支給等に関する規則第20条第3項の規定により上記のとおり失業者の退職手当の支給を申請します。 年 月 日 現住所 氏 名 ㊟ 任命権者 殿									

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

現住所

氏 名

上記の者が、下記の期間、当所の紹介による就職はしていないことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長



記

- 1 求職の日から 日間(待期日数)
- 2 年 月 日から 日間(申請日数)
年 月 日まで

公 共 職 業 安 定 所 長 の 意 見

〔 雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に該
当する事実の有無の確認について記入してください。 〕

第11号様式(第22条関係)

(表)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届											
① 受給資格者に関する事項	氏 名				受給資格証番号						
	住 所 又 は 居 所		() 方 電 話								
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種 類										
	(2) 職 種				(3) 期 間				(4) 昼 夜 間 の 別	昼間・夜間	
	(5) 受講開始 年 月 日		年 月 日		(6) 終了予定 年 月 日		年 月 日				
③ 通所に関する事項	順 路	通所方法の別	区 間		距 離		乗用車等の種類		左欄の乗車券の額 (1箇月分)	備考	
	1		住居から(経由)まで		・ km				円		
	2		から(経由)まで		・				円		
	3		から(経由)まで		・				円		
	4		から(経由)まで		・				円		
	5		から(経由)まで		・				円		
	6		から(経由)まで		・				円		
			計								
④ 上記②及び③欄の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟											
⑤ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実		有・無		(2) 寄 宿 開 始 年 月 日		年 月 日				
	(3) 寄宿前の住所又は居所										
	(4) 家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所				
				歳	有・無	同居・別居					
				歳	有・無	同居・別居					
				歳	有・無	同居・別居					
				歳	有・無	同居・別居					
				歳	有・無	同居・別居					
				歳	有・無	同居・別居					
退職手当の支給等に関する規則第22条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 任命権者 殿 受給資格者氏名 ㊟											
※ 処理欄											

(裏)

注意事項

- 1 この届書は、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、任命権者に届け出ること。この場合において、所要の証明書を添えること。
- 3 記入上の注意
 - イ ③欄には、通常行うこととなる通所の順路に従い記入すること。
 - ロ ⑤欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることがあること。
- 4 ※印欄には、受給資格者において記入しないこと。

第12号様式(第23条関係)

公共職業訓練等受講証明書						
① 証明対象期間		年 月 日から 年 月 日まで		② 公共職業訓練等が行われなかった日		
③ 実績	④ 受給資格証番号	⑤ 氏名	⑥ 公共職業訓練等を受けなかった日			⑩ 備考
			⑦ 疾病又は負傷による場合	⑧ ⑦以外でやむを得ない理由がある場合	⑨ やむを得ない理由がない場合	
この欄の記載事実誤りのないことを証明します。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏 名) ㊟						
※処理欄						

注意事項

- 1 ②欄及び⑦欄から⑨欄までは、該当する日を記入すること。
- 2 ⑩欄は、⑦欄から⑨欄までの日についての具体的事情その他必要な事項を記入すること。
- 3 ※印欄には、受給資格者において記入しないこと。

第13号様式(第24条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

				④ 受給資格証 番 号						
申請者	①氏名		②性別	男 女	③生年月日	年	月 日			
診 療 担 当 者 の 証 明	⑤ 傷病の名称 及びその程度									
	⑥ 初診年月日	年 月 日								
	⑦ 傷病の経過	年 月 日 治ゆ、転医、中止、継続中								
	⑧ 傷病のため 職業に就くこ とができな かったと認め られる期間	<table border="0"> <tr> <td>年 月 日から</td> <td rowspan="2">} 日間</td> </tr> <tr> <td>年 月 日まで</td> </tr> </table>						年 月 日から	} 日間	年 月 日まで
	年 月 日から	} 日間								
年 月 日まで										
⑨ 上記のとおり証明します。 年 月 日	診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者 氏 名 ㊦									
支 給 申 請 期 間	⑩ 同一の傷病により受けることが できる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)								
	⑪ ⑩の給付を受けることができる期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間 年 月 日から 年 月 日まで 日間								
	⑫ 傷病手当に相当する退職手当の支 給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間								
退職手当の支給等に関する規則第24条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相 当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 殿 申請者 氏 名 ㊦										
※処理欄	支給期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間									

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
- 2 ⑩欄には、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 船員保険法による傷病手当金
 - (4) 地方公務員災害補償法による休業補償
 - (5) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 3 ⑪欄には、⑧欄の期間のうち、⑩欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑩欄で2以上の番号を囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

平成二十一年七月三日

大分県報号外（規則）

第14号様式(第28条関係)

(表)

失業者の退職手当高年齢受給資格証				番 号				
				交付年月日		年 月 日		
高年 齢受 給資 格者	氏 名				性 別	男・女	年 齢	満 歳
	住所又は居所							
求職年月日		年 月 日		受給期限日		年 月 日		
待 期 満 了 年 月 日		年 月 日		基本手当の 日 額		円		
失 業 の 認 定 日				年 月 日				
退職の月前 6月に支払 われた給与 の総額	1 給 料		_____円		8 宿 日 直 手 当		_____円	
	2 扶 養 手 当		_____円		9		_____円	
	3 地 域 手 当		_____円		10		_____円	
	4 住 居 手 当		_____円		11		_____円	
	5 通 勤 手 当		_____円		12		_____円	
	6 特 殊 勤 務 手 当		_____円					
	7 時 間 外 勤 務 手 当		_____円		合 計		_____円 (A)	
賃金日額		(A) 180		円				
退 職 理 由	A 普通の自己理由		退 職 理 由 の 説 明		給 付 制 限	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	B 職制若しくは定 数の改廃又は予 算の減少					年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	C 傷 病					年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	D 懲戒免職又は欠 格による失職					年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	E その他							
任命権者 印								

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

注意事項

- 1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから受給期限日までは大切に保管すること。また退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく再び職員となった場合には本証を新たな所属の長を通して任命権者に提出すること。もし、この証をなくしたり、又は、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 求職の申込み又は失業の認定を受けようとするときは、この証を管轄公共職業安定所に提出すること。
- 3 待期日数が満了したときは、速やかに管轄公共職業安定所に出頭して待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4 偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、雇用保険法第10条の4の規定の例によりその返還等を命ぜられる場合がある。

平成二十一年七月三日

大分県報号外（規則）

第15号様式(第29条関係)

(表)

失業者の退職手当特例受給資格証				番 号				
				交付年月日		年 月 日		
特例 受給 資格 者	氏 名				性 別	男・女	年 齢	満 歳
	住所又は居所							
求職年月日		年 月 日		受給期限日		年 月 日		
待 期 満 了 年 月 日		年 月 日		基本手当の 日 額		円		
失 業 の 認 定 日				年 月 日				
退職の月前 6月に支払 われた給与 の総額	1 給 料		_____円		8 宿 日 直 手 当		_____円	
	2 扶 養 手 当		_____円		9		_____円	
	3 地 域 手 当		_____円		10		_____円	
	4 住 居 手 当		_____円		11		_____円	
	5 通 勤 手 当		_____円		12		_____円	
	6 特 殊 勤 務 手 当		_____円					
	7 時 間 外 勤 務 手 当		_____円		合 計		_____円 (A)	
賃金日額 $\left(\frac{(A)}{180}\right)$		円						
退 職 理 由	A 普通の自己理由		退 職 理 由 の 説 明		給 付 制 限	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	B 職制若しくは定 数の改廃又は予 算の減少					年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	C 傷 病					年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	D 懲戒免職又は欠 格による失職					年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	E その他							
任命権者 印								

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

注意事項

- 1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから受給期限日までは大切に保管すること。また退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく再び職員となった場合には本証を新たな所属の長を通して任命権者に提出すること。もし、この証をなくしたり、又は、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 求職の申込み又は失業の認定を受けようとするときは、この証を管轄公共職業安定所に提出すること。
- 3 待期日数が満了したときは、速やかに管轄公共職業安定所に出頭して待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4 偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、雇用保険法第10条の4の規定の例によりその返還等を命ぜられる場合がある。

平成二十一年七月三日

大分県報号外（規則）

第16号様式(第30条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者失業認定申告書 [該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。]		
① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ し た ロ し ない	就職又は就労した月日を記載してください。		
② 失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	イ 探した	(イ) 知人の紹介により求人者に面接(求職の申込み)をした。 (その月日、事業所名、結果について具体的に記載してください。) (ロ) 新聞広告により応募した。 (その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記載してください。) (ハ) その他(具体的に記載してください。)		
	ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)		
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど) (ハ) 就職予定があるため (ニ) 自営業開始の予定があるため (ホ) その他()		
退職手当の支給等に関する規則第30条第1項の規定により準用する第20条第1項の規定により上記のとおり申告します。				
公共職業安定所長 殿		高年齢受給資格証番号() 高年齢受給資格者氏名 ㊦		
※公共職業安定所 記 載 欄	連絡 事項		取扱 者印	

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の公共職業安定所に出頭した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となる。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めている○○会社へ面接にいったが、賃金が低いので断った」などと、具体的に記載すること。
- 6 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。
- 8 任命権者は、この様式により難しい事情がある場合は、この様式に準じて別に定めることができる。

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

第17号様式(第30条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		特例受給資格者失業認定申告書 〔該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。〕		
① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ し た ロ し ない	就職又は就労した月日を記載してください。		
② 失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	イ 探した	(イ) 知人の紹介により求人者に面接(求職の申込み)をした。 (その月日、事業所名、結果について具体的に記載してください。) (ロ) 新聞広告により応募した。 (その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記載してください。) (ハ) その他(具体的に記載してください。)		
	ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)		
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど) (ハ) 就職予定があるため (ニ) 自営業開始の予定があるため (ホ) その他()		
退職手当の支給等に関する規則第30条第2項の規定により準用する第20条第1項の規定により上記のとおり申告します。				
公共職業安定所長 殿		特例受給資格証番号() 特例受給資格者氏名 ㊦		
※公共職業安定所 記 載 欄	連絡 事項		取扱 者印	

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の公共職業安定所に出頭した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となる。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めている○○会社へ面接にいったが、賃金が低いので断った」などと、具体的に記載すること。
- 6 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。
- 8 任命権者は、この様式により難い事情がある場合は、この様式に準じて別に定めることができる。

第18号様式(第31条関係)

(表)

高年齢受給資格証番号

高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書

1 住所又は居所

2 退職年月日 年 月 日

3 受給期限日 年 月 日

4 求職年月日 年 月 日

5 待期日数 日

6 給付日数 日

7 基本手当の日額 円

8 申請額

年 月 日から 日分 円
年 月 日まで

退職手当の支給等に関する規則第31条第3項の規定により上記のとおり高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

旧勤務所属
旧職名氏名 印

任命権者 殿

(裏)

現住所
氏 名

上記の者が、下記の期間、当所の紹介による就職はしていないことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長



記

1 求職の日から 日間(待期日数)

2 年 月 日から 日間
年 月 日まで

公共職業安定所長の意見

雇用保険法第32条、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項の規定に該当する事実の有無の確認について記入してください。

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

第19号様式(第32条関係)

(表)

特例受給資格証番号

特例一時金に相当する退職手当支給申請書

1 住所又は居所

2 退職年月日 年 月 日

3 受給期限日 年 月 日

4 求職年月日 年 月 日

5 待期日数 日

6 給付日数 日

7 基本手当の日額 円

8 申請額

年 月 日から
日分 円
年 月 日まで

退職手当の支給等に関する規則第32条第3項の規定により上記のとおり特例一時金に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

旧勤務所属
旧職名 氏 名 ㊦

任命権者 殿

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

現住所
氏 名

上記の者が、下記の期間、当所の紹介による就職はしていないことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長



記

1 求職の日から 日間(待期日数)

2 年 月 日から 日間
年 月 日まで

公共職業安定所長の意見

雇用保険法第32条、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項から第3項までの規定に該当する事実の有無の確認について記入してください。

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

第20号様式(第33条関係)

(表)

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名		住所	
-------	----	--	----	--

2 就職先の事業所 (下記3の①の場合のみ記載)	所在地	
	名称	(電話)

3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が7日以上である場合			
	イ 一週間の所定労働時間	時間 分	ロ 雇用年月日	年 月 日
	ハ 雇用期間	(イ)定めなし (ロ)定めあり	→ 年 月 日まで (年 箇月)	
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計 日		
	② ①以外の就業			
	イ 就業先の事業所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容
	(電話)		日	
	(電話)		日	
	(電話)		日	
	(電話)		日	
		合計 日		

上記2及び3の①の記載内容に誤りのないことを証明する。
年 月 日

事業主氏名 (印)
(法人のときは名称及び代表者氏名)

4 上記2及び3の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か	イ 離職前事業主である。 ロ 離職前事業主ではない。
5 申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か	イ 雇用の予約があった。 ロ 雇用の予約はない。
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた。 ロ 紹介を受けていない。
職業紹介事業者の名称	(電話)

退職手当の支給等に関する規則第33条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日

申請者氏名 (印)

任命権者 殿

次回申告日	※ 処理欄	支給金額	円	備考
月 日まで		支給決定年月日	年 月 日	

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(就業手当等))中に職業に就いた(就業した)場合(注)、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(就業手当等))に失業認定申告書と一緒に受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと(この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。)。この場合において、代理人による申請の場合は、委任状を添付すること。

(注) 就業手当の支給対象となる職業に就いた(就業した)場合とは、失業認定申告書裏面注意書4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業(※)以外に就業した場合をいう。

(※) ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業(その事業により受給資格者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。)を開始したこと」をいう。)

- 2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。
- 3 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」(注)に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類(雇用契約書、雇入通知書等)の写しを添付すること。

(注) 「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。

- 4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の①の欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがある。
- 5 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。

「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等(自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要)とその電話番号を記入すること。

「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること(記入例:「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入)。

「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。

「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。

- 6 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。
- 7 4及び5の欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。
この場合、3欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの(出資等の割合が50%を超えるもの)である他の事業主のことをいう。
- 8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1箇月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

第21号様式 (第33条関係)

(表)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	
-------	----	--	----	--

② 就職先の事業所 (開始した事業)	所在地			
	名称	(電話)		
	事業の種類			
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④採用内定年月日	年 月 日	
⑤ 職 種			⑥一週間の所定労働時間	時間 分
⑦ 賃 金 月 額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 箇月)	
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)				

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
	ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
退職手当の支給等に関する規則第33条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 (印) 任命権者 殿			
※処理欄	所定給付日数	日	備考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
	支給決定年月日	年 月 日	

平成二十一年七月三日

大分県報号外 (規則)

(裏)

注意事項

- 1 この申請は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証又は特例受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した金額の返還等を命ぜられる場合がある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 6 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例により不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

※ 記 載 欄

第22号様式 (第33条関係)

(表)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	
-------	----	--	----	--

② 就職先の事業所	所在地			
	名称	(電話)		
	事業の種類			

③ 雇入年月日	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
---------	-------	-----------	-------

⑤ 職種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分
------	--	--------------	------

⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり	→ 年 月 日まで (年 簡月)
--------	------	--------	------------------	----------------------

⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日			
事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)			

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

退職手当の支給等に関する規則第33条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日			
任命権者 殿 申請者氏名 (印)			

備考			
----	--	--	--

※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日
------	------	---	---------	-------

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)

(裏)

注意事項

- 1 この申請は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳を添えること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 4 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

※ 記 載 欄

平成二十一年七月三日

大分県報号外(規則)